

司法試験在学中受験の受験資格を得るための学長認定の基準について

1. 北海道大学においては、改正後の司法試験法（令和4年10月1日施行）第4条第2項第1号の規定に基づく司法試験の在学中受験の受験資格は、本学法科大学院の課程に在学する者であって、学長（総長）が、以下の両要件を満たすことについて認定をした者に付与されます。
 - 北大法科大学院において所定科目単位を修得していること（下記参照）
 - 司法試験が行われる日の属する年の4月1日から1年以内に北大法科大学院の課程を修了する見込みがあること

2. 在学中受験の受験資格を得るには、司法試験が行われる日の属する年の3月31日までに、以下の区分に応じ、それぞれ以下に定める単位を修得していることが必要です。
 - ①法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目）の基礎科目（基礎プログラムの必修科目が該当） 30単位以上
 - ②法律基本科目の応用科目（深化プログラムの必修科目が該当） 18単位以上
 - ③選択科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）又は国際関係法（私法系）） 4単位以上※③の該当科目は、先端・発展プログラムの科目のうち、B～E、H～Kの科目群の科目が該当します。科目の詳細は、入学時配付の「法科大学院学生便覧」を確認ください。